

第56号議案

品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月27日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号ならびに第21条の5の19第1項および第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定めるとともに、法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準)

第2条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号ならびに第21条の5の19第1項および第2項に規定する条例で定める基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定めるところによる。

(指定障害児通所支援の事業の指定に係る条例で定める者)

第3条 指定障害児通所支援の事業の指定に係る法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）または診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）により行われるものに限る。）に係る法第21条の5の15第1項の指定の申請については、この限りでない。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（説明）児童相談所の設置に伴い、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等を定める必要がある。